

注
釈
民
法
(18)

債
権
(9)

§ §
697
7
708

編集代表

中川善之助・柚木 馨・谷口知平
於保不二雄・川島武宜・加藤一郎

注 釈 民 法

(18)

債 権 (9)

事務管理・不当利得

§§ 697～708

谷 口 知 平

編 集



有 斐 閣

著作権所有



注 釈 民 法 (18) 債 権 (9)

昭和51年12月15日 初版第1刷発行
昭和58年9月30日 初版第7刷発行

定価 5,000円

編 者 谷 口 知 平¹
発 行 者 江 草 忠 敬

東京都千代田区神田神保町2-17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)
郵便番号 (101) 振替口座 東京6-370番
京都支店 (606) 左京区田中門前町44

印 刷	株式会社 精 興 社
製 本	株式会社 高 陽 堂
本 文 用 紙	王子製紙株式会社 春日井工場
ク ロ ス	東 洋 ク ロ ス 株 式 会 社
	ダ イ ニ ッ ク 株 式 会 社

© 1976. 谷口知平, Printed in Japan.
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-01618-6

切 取 線

注 釈 民 法
(18)
債 権 (9)

第26回配本

別巻・総索引



引 換 券

切
取
線

全巻予約申込の方に完
結後本券26巻分一揃と
引換えに贈呈致します

本卷執筆者

阿部浩二	岡山大学法学部教授
石外克喜	広島大学法学部教授
石田喜久夫	神戸大学法学部教授
稲本洋之助	東京大学社会科学研究所教授
右近健男	大阪府立大学経済学部教授
馬瀬文夫	弁護士
小野昌延	弁護士
加藤正男	同志社大学法学部教授
金山正信	同志社大学法学部教授
小高剛	大阪市立大学法学部教授
高木多喜男	神戸大学法学部教授
田中整爾	大阪大学法学部教授
谷口知平	龍谷大学法学部教授・大阪市立大学名誉教授
土田哲也	香川大学法学部教授
中井美雄	立命館大学法学部教授
平田春二	名古屋大学教養部教授
福地俊雄	南山大学法学部教授
三浦正人	大阪市立大学法学部教授
三島宗彦	元立命館大学法学部教授
南博方	筑波大学社会科学系教授
宮川茂夫	南山大学法学部教授
三宅正男	名古屋大学法学部教授
山木戸克己	大阪学院大学法学部教授
山田幸二	福島大学経済学部助教授
山田録一	名古屋大学法学部教授

(50音順)

は し が き

ようやく、この『注釈民法』第18巻も刊行の運びとなった。顧みれば、各執筆者の方々に依頼してから4年近くを経ているし、当初予定した量を著しく超えることになったが、予定どおりのメ切に予定紙数を守って執筆して下さった方々ならびに有斐閣に対して、編集者としてお詫びするとともに、深く謝意を表したいと思う。なお、早くに執筆していただいた三島宗彦教授の御急逝は痛惜に堪えず、心から御冥福をお祈り申し上げる次第である。

事務管理・不当利得・不法原因給付の法理は、公私法律生活のあらゆる分野において問題となり、過去における判例・学説でこれに関するものを紹介するだけでも容易でないうえに、将来生ずるであろう問題もほとんど無限である。第2次大戦後においては、ドイツをはじめ英・米・仏においても学説の発展があり、古典理論に対する批判が多数現われ、いわゆる類型論を中心とする不当利得の研究はわが国においても川村教授を先導としてますます盛んになってきた。

不当利得法理に半世紀近くも関心をもってきた私としては、諸学究の熱心な研究協力のもとに、本書を、解釈学上理論的・实际的に役立つべき注釈書たらしめたいと希念し、満足のゆくまで深められた研究の発表を期待したのであったが、結果は厖大な量になり、著しい遅延をきたすことになるので、契約と不当利得、物権的請求権と不当利得、不当利得における因果関係などの重要項目につき予定の稿を得ることができなかったものや、その他の必要と思われる若干項目については、私が簡単に、単に判例や文献を指示する程度に補充することにより、一応の体裁を整えて、刊行に踏み切ることにした。私が『不当利得の研究』や『不法原因給付の研究』に論述したもので本書に脱落したものも多く、また、考えれば考えるほど、文献を渉猟すればするほど問題は無尽蔵のように思われるのに、このよう

はしがき

な不完全・未完成のままで刊行することはまことに遺憾であるが、今後、追録によって補完し、注釈書としての利用価値を少しでも高めてゆきたいと思っている。

読者諸兄の御諒承を乞うとともに、執筆の諸教授、有斐閣の編集担当の方々の多年にわたる大変な御苦勞に対し、心から御礼を申し上げたい。

昭和 51 年 11 月 3 日

谷 口 知 平

凡 例

◇関係法令

関係法令は、昭和51年8月末現在によった。

◇条 文

民法の条文は、厳密に原文とおりとした。ただ、用字は新字体を採用し、数字はアラビア数字に改めた。なお、各条文には、その内容を明瞭にするため、それぞれ見出しをつけた。

◇比較条文

各条文のつぎに、「比較」欄を設け、フランス民法、ドイツ民法、スイス債務法の該当条数を掲げて、研究の便宜をはかった。その他の立法例については、本文中において必要なかぎり言及することとした。

◇文 献

研究の便宜のため、章の冒頭等に「文献」欄を設け、戦前・戦後を通じてかなり詳細に掲げた（ただし、邦文のものに限定した）。戦後の文献は、昭和51年8月末日までのものをなるべく網羅するようにつとめ、それ以後の文献も気のつくかぎり収録するようにした。掲載の順序は、執筆者名の五十音順により、同一執筆者の数箇の文献については、発表の年代順によった。

◇条数等の表示

本文の欄外上部（柱）には、各頁ごとにそれぞれ条数およびローマ数字による注釈番号を表示して、条数等による検索に役立つようにした。

◇条文および他の注釈の参照方法

- (1) 民法の条項は、単に数字のみをもって示し（たとえば617 I₁は民法617条1項1号）、その他の法令の条項は、法令名略語（後掲）および数字をもって示した（たとえば、特許98 I₁は特許法98条1項1号）。
- (2) 他の注釈を参照するよう指示する場合には、一印を用いた。すなわち、同じ条文内の他の注釈箇所を指示する場合には、→ I 1 A aのごとく、他の条文の注釈箇所を指示する場合には、→ § 697 II 2 ウ bのごとし。

◇主な略語・略記法

- (1) 法 令 典拠・参照法令の略記については、特別なものを除き、有斐閣版六法全書（昭和51年版）の「法令名略語」にもとづいて、つぎの略語を用いた（単に「法」の字を省いただけのものは掲げない）。

凡 例

遺失	= 遺失物法	著作	= 著作権法
印税	= 印紙税法	手	= 手形法
会計士	= 公認会計士法	伝染	= 伝染病予防法
家審	= 家事審判法	道運	= 道路運送法
家審規	= 家事審判規則	登税	= 登録免許税法
鑑定評価	= 不動産の鑑定評価に関する法律	都開	= 都市再開発法
行訴	= 行政事件訴訟法	都計	= 都市計画法
建設	= 建設業法	独禁	= 私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律
健保	= 健康保険法	ド民	= ドイツ民法
小	= 小切手法	ド民訴	= ドイツ民事訴訟法
公衆電通	= 公衆電気通信法	入税	= 入場税法
公選	= 公職選挙法	農委	= 農業委員会等に関する法律
厚保	= 厚生年金保険法	農協	= 農業協同組合法
国賠	= 国家賠償法	農地施	= 農地法施行法
古物	= 古物営業法	農地施規	= 農地法施行規則
雇保	= 雇用保険法	農調	= 農地調整法
災害減免	= 災害被害者に対する租税の減免、 徴収猶予等に関する法律	破	= 破産法
自創	= 自作農創設特別措置法	日雇健保	= 日雇労働者健康保険法
質屋	= 質屋営業法	不正競争	= 不正競争防止法
児手	= 児童手当法	物税	= 物品税法
児福	= 児童福祉法	物統	= 物価統制令
所税	= 所得税法	不登	= 不動産登記法
新案	= 実用新案法	フ民	= フランス民法
新住宅市街	= 新住宅市街地開発法	法税	= 法人税法
水質汚濁	= 水質汚濁防止法	補助金	= 補助金等に係る予算の執行の適 正化に関する法律
水難	= 水難救護法	民訴	= 民事訴訟法
ス債	= スイス債務法	民調	= 民事調停法
税通	= 国税通則法	民調規	= 民事調停規則
税通令	= 国税通則法施行令	薬	= 薬事法
税特措	= 租税特別措置法	輸入徴税	= 輸入品に対する内国消費税の徴 収等に関する法律
相続	= 相続税法	労災	= 労働者災害補償保険法
宅建業	= 宅地建物取引業法	老福	= 老人福祉法
建物区分	= 建物の区分所有等に関する法律		
地税	= 地方税法		

(2) 判 例 判例の引用にあたっては、つぎのような略記法を用いた。

大判明 37・7・18 民録 10・1075 = 大審院明治 37 年 7 月 18 日判決，大審院民事判決録 10
輯 1075 頁

- 大判昭 18・4・9 民集 22・255＝大審院昭和 18 年 4 月 9 日判決，大審院民事判例集 22 卷 255 頁
- 最判昭 42・2・17 民集 21・1・133＝最高裁判所昭和 42 年 2 月 17 日判決，最高裁判所民事判例集 21 卷 1 号 133 頁
- 長崎控判明 40・7・10 新聞 452・6＝長崎控訴院明治 40 年 7 月 10 日判決，法律新聞 452 号 6 頁
- 東京高判昭 24・7・14 高民 2・2・124＝東京高等裁判所昭和 24 年 7 月 14 日判決，高等裁判所民事判例集 2 卷 2 号 124 頁
- 大阪地判昭 29・4・23 下民 5・4・564＝大阪地方裁判所昭和 29 年 4 月 23 日判決，下級裁判所民事裁判例集 5 卷 4 号 564 頁
- 福岡家審昭 43・2・22 家裁月報 20・8・69＝福岡家庭裁判所昭和 43 年 2 月 22 日審判，家庭裁判所月報 20 卷 8 号 69 頁
- 評論 9 民 842＝法律〔學説・判例〕評論全集 9 卷民法 842 頁

その他の略語：――

簡判	＝簡易裁判所判決	裁判集	＝最高裁判所裁判集
行判	＝行政裁判所判決	裁判例	＝大審院裁判例
行録	＝行政裁判所判決録	支判	＝高(地)裁支部判決
区判	＝区裁判所判決	大連判	＝大審院連合部判決
刑集	＝大審院または最高裁判所刑事判例集	台湾高判	＝台湾高等法院判決
刑抄録	＝大審院刑事判決抄録	朝鮮高判	＝朝鮮高等法院判決
刑録	＝大審院刑事判決録	東高民時報	＝東京高等裁判所民事判決時報
決	＝決定	判決全集	＝大審院判決全集
高刑	＝高等裁判所刑事判例集	判時	＝判例時報
交通民集	＝交通事故民事裁判例集	不法行為下民	＝不法行為に関する下級裁判所民事裁判例集
最近判	＝最近判例集	民抄録	＝大審院民事判決抄録
最大判	＝最高裁判所大法院判決		

(3) 著 書 引 用 著 書 の 略 記 例 は つ ぎ の と お り で あ る (50 音 順)。

石田	＝石田文次郎	債権各論(昭 22)
梅	＝梅 謙 次 郎	民法要義 卷之三(債権篇)(明 30)
岡松	＝岡松参太郎	註釈民法理由 下(債権編)(明 30)
岡村	＝岡 村 玄 治	債権法各論(昭 4)
於保	＝於保不二雄	財産管理権論序説(昭 29)
戒能	＝戒 能 通 孝	債権各論(昭 21)
勝本	＝勝 本 正 晃	債権法概論 各論(昭 24)
川名	＝川名兼四郎	債権法要論(大 4)
来栖	＝来 栖 三 郎	債権各論(昭 28)

凡 例

小池	=小池 隆一 準契約及事務管理の研究 新版(昭37)
小池・各論	=小池 隆一 日本債権法各論(昭6)
近藤	=近藤 英吉 債権法各論(昭7)
四宮	=我妻栄・有泉亨・四宮和夫編 判例コンメンタール6: 事務管理・不当利得・不法行為(四宮担当)(昭38)
末川	=末川 博 債権各論 第2部(昭16)
末弘	=末弘厳太郎 債権各論(大7)
宗宮	=宗宮 信次 債権各論(昭27)
谷口	=谷口 知平 不当利得の研究(昭24, 再版: 昭44)
谷口・不法原因	=谷口 知平 不法原因給付の研究 3版(昭45)
中川	=中川 毅 不法原因給付と信義衡平則(昭43)
鳩山	=鳩山 秀夫 増訂日本債権法各論 下(大13)
鳩山・研究	=鳩山 秀夫 民法研究 4巻(昭5)
広中	=広中 俊雄 債権各論講義(昭43)
松坂	=松坂 佐一 事務管理・不当利得 新版(法律学全集22-I)(昭48)
松坂(旧版)	=松坂 佐一 同上旧版(法律学会集22)(昭32)
松坂・不当利得	=松坂 佐一 不当利得論(昭28)
柚木	=柚木 馨 債権各論 I(契約総論)(昭31)
横田	=横田 秀雄 債権各論(明45)
我妻	=我妻 栄 債権各論 下巻一(民法講義V ₄)(昭47)
我妻・上, 中一, 中二=我妻栄	債権各論 上巻, 中巻一, 中巻二(民法講義V ₁ , V ₂ , V ₃)(昭29, 32, 37)
我妻・事務管理等=我妻 栄	事務管理・不当利得・不法行為(新法学全集10)(昭14)
我妻・総則	=我妻 栄 新訂民法総則(民法講義I)(昭40)
我妻・総論	=我妻 栄 新訂債権総論(民法講義IV)(昭39)
我妻=有泉	=我妻栄・有泉亨 債権法(法律学体系コンメンタール篇)(昭26)
総判	=総合判例研究叢書
谷口還暦記念	=谷口知平教授還暦記念: 不当利得・事務管理の研究(1)(2)(3)(昭45, 46, 47)
注民	=注釈民法
判民	=判例民事法

(4) 雑誌 引用論文・判例等の掲載誌については、つぎの略語を用いた(2)に掲げたものは除く)。

大阪市大法学=法学雑誌(大阪市立大学)	慶応法研=法学研究(慶応義塾大学)
京法=京都法学会雑誌	国家=国家学会雑誌
金融法務=金融法務事情	時報=法律時報

ジュリ =ジュリスト
 志林 =法学志林
 新聞 =法律新聞
 新報 =法学新報
 曹時 =法曹時報
 綜法 =綜合法学
 台法 =台法月報
 同法 =同志社法学
 時報 =時の法令
 日法 =日本法学

判タ =判例タイムズ
 判評 =判例評論(判例時報付録)
 ひろば =法律のひろば
 法協 =法学協会雑誌
 法教 =法学教室(別冊ジュリスト)
 法セ =法学セミナー
 北大法学=北大法学論集
 民商 =民商法雑誌
 論叢 =法学論叢

「注釈民法」刊行のことば

「注釈民法」全二十六巻は、わが国最初の大コンメンタールたることを期して計画された。

民法が市民間の法的紛争の妥当な調整ないしは解決を目的とするものである以上、個別的・具体的な問題に対してあらかじめ的確な解答が用意され、それが随時参照しうる形で整理されていることが必要である。コンメンタールは、まさに、このような要請にこたえようとするものである。

大コンメンタールの刊行には、判例・事例・学説などの十分な蓄積が前提となる。わが国が従来大コンメンタールを欠いていたのは、わが国の法学の抽象的・観念的性格によるところが少なくなかったが、それと同時に、近代私法の法的体験の乏しさに大きな原因があつたことを否定できない。このたび、われわれが「注釈民法」の刊行を企てたのは、法的体験の蓄積と民法学の発展により大コンメンタール刊行の期が熟したと判断したからにほかならない。

「注釈民法」は、わが民法の現行の姿を明らかにすることを直接の目的とする。したがって、それは、判例に重きをおき、学説についても、その客観的状況を明らかにすることを期している。しかし、それが今後に役立つためには、将来へのよき展望をもつものでもなければならない。われわれは、そのような理想的なコンメンタールをめざして努力したつもりである。

このような大コンメンタールの刊行には、多数の人々の協力が必要である。われわれは、全国の研究者の方々から、本書の編集と執筆について大きな協力をいただいた。また、有斐閣は非常な熱意をもつてこの出版につくしている。ここにそれを記して厚く感謝の意を表したい。

昭和 39 年 11 月

「注釈民法」編集代表

中 川 善 之 助
柚 木 馨
谷 口 知 平
於 保 不 二 雄
川 島 武 宜
加 藤 一 郎

注 釈 民 法 全26巻

編集代表 中川善之助, 柚木馨, 谷口知平, 於保不二雄, 川島武宜, 加藤一郎

第 1 巻	総 則 1	1 条～32 条の 2 通則・人	谷 口 知 平編
第 2 巻	総 則 2	33 条～89 条 法人・物	林 良 平編
第 3 巻	総 則 3	90 条～98 条 法律行為 I	川 島 武 宜編
第 4 巻	総 則 4	99 条～137 条 法律行為 II	於保不二雄編
第 5 巻	総 則 5	138 条～174 条の 2 期間・時効	川 島 武 宜編
第 6 巻	物 権 1	175 条～179 条 物権総則	舟 橋 諄 一編
第 7 巻	物 権 2	180 条～294 条 占有権・所有権・用益物権	川 島 武 宜編
第 8 巻	物 権 3	295 条～368 条 留置権・先取特権・質権	林 良 平編
第 9 巻	物 権 4	369 条～398 条の 22 抵当権・譲渡担保	柚 木 馨編
* 第 10 巻	債 権 1	399 条～426 条 債権の目的・効力	於保不二雄編 奥 田 昌 道
第 11 巻	債 権 2	427 条～473 条 多数当事 者の債権・債権の譲渡	西 村 信 雄編
第 12 巻	債 権 3	474 条～520 条 債権の消滅	磯 村 哲編
第 13 巻	債 権 4	521 条～548 条 契約総則	谷 口 知 平編
第 14 巻	債 権 5	549 条～586 条 贈与・売買・交換	柚 木 馨編
第 15 巻	債 権 6	587 条～622 条 消費貸借・ 使用貸借・質貸借	幾 代 通編
第 16 巻	債 権 7	623 条～666 条 雇傭・請負・委任・寄託	幾 代 通編
第 17 巻	債 権 8	667 条～696 条 組合・特殊の契約	加 藤 一 郎編 録 木 禄 弥
第 18 巻	債 権 9	697 条～708 条 事務管理・不当利得	谷 口 知 平編

第19卷	債権	10	709条~724条 不法行為	加藤一郎編
第20卷	親族	1	725条~762条 親族総則・ 婚姻の成立・効果	青山道夫編
第21卷	親族	2	763条~771条 離婚	島津一郎編
第22卷のⅠ	親族	3	772条~791条 親子(1) 実子	中川善之助編
第22卷のⅡ	親族	3	792条~817条 親子(2) 養子	中川善之助編
第23卷	親族	4	818条~881条 親権・後見・扶養	於保不二雄編
第24卷	相続	1	882条~895条 相続総則・相続人	中川善之助編
第25卷	相続	2	896条~959条 相続の効果	谷口知平編
第26卷	相続	3	960条~1044条 遺言・遺留分	中川善之助編
* 別巻 総索引				

注 釈 刑 法 全6巻

責任編集 団 藤 重 光

第1巻	総則	1	1条~34条の2 序説, 第1章~第6章
第2巻のⅠ	総則	2	35条~37条 第7章(違法性)
第2巻のⅡ	総則	3	38条~72条 第7章[責任]~第13章
第3巻	各則	1	73条~147条 罪=第1章~第15章
第4巻	各則	2	148条~198条 罪=第16章~第25章
第5巻	各則	3	199条~234条 罪=第26章~第35章
第6巻	各則	4	235条~264条 罪=第36章~第40章
別巻 総索引			
補巻1			1条~264条 (～昭和46年1月)
補巻2			1条~264条 (～昭和49年8月)

有斐閣コンメンタール

注 釈 会 社 法

増補版
全10巻

編集 大森忠夫, 矢沢 惇, 上柳克郎, 鴻 常夫, 竹内昭夫, 谷川 久

- | | | |
|-----------|---|--------------------|
| 第 1 卷 | 会社総則, 合名会社, 合資会社 | 52 条~164 条 |
| 第 2 卷 | 株式会社の設立 | 165 条~198 条 |
| 第 3 卷 | 株 式 | 199 条~230 条 |
| 第 4 卷 | 株式会社の機関
〔付〕株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 | 230 条の 2~280 条 |
| 第 5 卷 | 新 株 の 発 行 | 280 条の 2~280 条の 18 |
| 第 6 卷 | 株式会社の計算
〔付〕会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律
株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則 | 281 条~295 条 |
| 第 7 卷 | 社 債
〔付〕担保附社債信託法, 社債等登録法 | 296 条~341 条の 7 |
| 第 8 卷の I | 株式会社の定款変更・資本減少・整理 | 342 条~403 条 |
| 第 8 卷の II | 株式会社の解散・清算, 外国会社, 罰則 | 404 条~500 条 |
| 第 9 卷 | 有 限 会 社 | 有限会社法 1 条~89 条 |
| 第 10 卷 | 総 索 引 | |

矢沢 惇, 上柳克郎, 鴻 常夫, 竹内昭夫, 谷川 久 編集
補 巻 昭和 49 年改正
〔付〕株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律

目 次

事務管理・不当利得法総論	1
A 事務管理・不当利得・不法行為の制度	(谷口知平) 1
B 外国制度	
I ドイツの制度	(山田幸二) 7
II フランスの制度	(稲本洋之助) 79
III 英米の制度	(土田哲也) 93
C 国際私法	
I 事務管理と国際私法	(三浦正人) 129
II 不当利得と国際私法	(山田隼一) 136
第3章 事務管理	147
前注 (§§ 697-702 [事務管理])	(高木多喜男) 148
§ 697 [管理者の管理義務]	(金山正信) 218
§ 698 [緊急事務管理]	(金山正信) 284
§ 699 [管理者の通知義務]	(金山正信) 301
§ 700 [管理者の管理継続義務]	(金山正信) 307
§ 701 [委任の規定の準用]	(三宅正男) 332
§ 702 [管理者の費用償還請求権]	(三宅正男・谷口知平) 359
後注 (§§ 697-702)——準事務管理	(平田春二) 379
第4章 不当利得	392
前注 (§§ 703-708 [不当利得])	(谷口知平) 396
§ 703 [善意の受益者の返還義務]	400
A 目的不到達, 原因欠落	(土田哲也) 403
B 付合・混和・加工, 占有者の果実取得, 償還請求 権, 取得時効, 即時取得	(田中整爾) 412
C 利得と損失, 期待の喪失, 占有の利得, 登記	(田中整爾) 437
D 返還義務の範囲	(田中整爾) 451

目 次

E	家族法と不当利得	(右近健男・谷口知平)...	481
F	商法上の不当利得	(宮川茂夫)...	503
G	公法上の不当利得	(小高剛)...	511
H	租税と不当利得	(南博方・谷口知平)...	526
I	農地関係と不当利得	(加藤正男)...	536
J	パブリシティの権利と不当利得	(阿部浩二)...	554
K	不正競争と不当利得	(小野昌延)...	567
L	工業所有権と不当利得	(馬瀬文夫)...	573
M	アイディア・秘密情報・営業の秘密と不当利得	(谷口知平)...	582
N	不当利得の立証責任	(山本戸克己)...	585
§ 704	〔悪意の受益者の返還義務〕	(福地俊雄)...	593
§ 705	〔非償弁済〕	(石田喜久夫・谷口知平)...	610
§ 706	〔期限前の弁済〕	(石田喜久夫)...	621
§ 707	〔他人の債務の弁済〕	(石田喜久夫)...	626
§ 708	〔不法原因給付〕		631
	前注(§ 708)	(谷口知平)...	633
A	恩給担保と不法原因給付	(石外克喜)...	649
B	地代家賃統制令違反と不法原因給付	(石外克喜)...	657
C	制限超過利息の支払と不法原因給付	(石外克喜・三島宗彦・谷口知平)...	671
D	偽証確定判決・不当執行・和解調停の無効・取消と不当利得	(谷口知平)...	681
E	損害賠償と民法 708 条	(谷口知平)...	683
F	経済秩序を乱す取引	(谷口知平)...	684
G	不法行為賠償者の求償	(谷口知平)...	687
	不当利得法補遺		
A	不当利得と不法行為	(中井美雄)...	690
B	不当利得と契約	(谷口知平)...	704
C	不当利得と因果関係	(谷口知平)...	711
D	不当利得返還請求権の消滅時効	(谷口知平)...	712
	事項索引		715